

ISSN 1880-3601

埼玉社会科教育研究

第26号

2020（令和2）年3月
埼玉大学社会科教育研究会

埼玉社会科教育研究

第26号

目次

【研究論文】

- 協働的活動と共同的作業の試み…………… 安原 輝彦…………… (1)
—中学校社会科公民的分野 経済単元「政府の役割と国民の福祉」の授業実践から— 内藤 圭太
- 地理的な見方・考え方と地理的技能を育成する地域学習についての一考察…… 青柳 慎一…………… (17)
—地理的分野「地域調査の手法」の指導計画の構想—
- 食の安全性を中核とする小学校社会科「食環境学習」…………… 押井 那歩…………… (23)
—フードシステムを手がかりとして—

【研修報告】

- 「構想する力」としての「思考力・判断力」を高める社会科指導法の研究…………… 長谷川 義博…………… (32)
- 社会にかかわる児童を育てる社会科授業の研究…………… 有山 和宏…………… (46)

- 【研究会規約】…………… (61)

- 【編集規定・執筆要項】…………… (62)

《埼玉大学社会科教育研究会規約》

第1条 本会は埼玉大学社会科教育研究会と称する。

第2条 本会の事務局は埼玉大学教育学部社会科教育研究室に置く。

第3条 本会は社会科教育に関する理論的、実践的研究を行い、並びに会員相互の連絡をはかることを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 研究会の開催
2. 機関誌「埼玉社会科教育研究」の発行
3. 資料の収集・交換
4. その他必要な事業

第5条 本会は、埼玉大学教員及び卒業・修了者並びに本会の目的に賛同し社会科教育の研究を行う者をもって組織する。

第6条 本会は次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 幹事 若干名
3. 監査 1名
4. 顧問 若干名

第7条 役員は次のように定める。

1. 幹事及び監査は総会において選出する。
2. 会長は幹事会において選出する。
3. 顧問は幹事会の承認を得て、会長が委嘱する。

第8条 役員の仕事は次のように定める。

1. 会長は本会を代表し、会務を総括する。
2. 幹事は幹事会を組織し、本会の運営について審議する。
3. 監査は本会の会計を監査する。
4. 顧問は会長の諮問に与かる。

第9条 各役員の仕事は2か年とする。ただし再選は妨げない。

第10条 総会は毎年1回以上開かなければならない。

第11条 本会の経費は会費、寄付金その他の収入による。

第12条 本会の会計年度は毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日に終わる。

第13条 会則の変更は総会の議を経なければならない。

附則 この規約は平成7年6月30日より施行する。

『埼玉社会科教育研究』編集規定・執筆要項

<編集規定>

1. 本誌は埼玉大学社会科教育研究会の機関誌であり、年一回発行する。
2. 本誌は本研究会会員の研究論文、研究ノート、書評、研究会報告、その他会員の研究活動に関する記事（以下、論文等）を掲載する。
3. 本誌に論文等を掲載しようとする会員は、所定の執筆要項に従い事務局宛に送付する。
4. 原稿の掲載は幹事会の審査を経て決定する。
5. 掲載予定の原稿について、幹事会は執筆者との協議を通じ、内容の変更を求めることができる。
6. 執筆者による校正は初校までとする。
7. 論文等の著作権は、論文等の原稿が本研究会に受理された時点から、原則として、本研究会に帰属する。
8. 論文等の著作権は本研究会に帰属するが、著作者人格権は著者に帰属する。ただし、著者が著者自身の論文等を複製・翻訳等の形で利用することに対し、本研究会はこれに異議申立て、もしくは妨げることはしない。この場合著者は本研究会の了解を得ることとし、複製物あるいは著作物中に出典を明記すること。
 - (2)本研究会は論文等の複製を行うことができる。ただし、この場合、関係する著者にその旨了解を得る。
 - (3)本誌に掲載された論文等は、埼玉大学学術情報発信システム（SUCRA : Saitama University Cyber Repository of Academic Resources）において電子的に公開する。その際、「埼玉大学学術情報発信システム（SUCRA）運用指針」に従うものとする。
9. 執筆に当たっては、他人の著作権を侵害、名誉毀損、その他の問題を生じないよう十分に配慮すること。
 - (2)万一、論文等が第三者の著作権を侵害するなどの指摘がなされ、第三者に損害を与えた場合、著者がその責を負う。

<執筆要項>

1. 原稿は、横 46 字、縦 44 行を 1 頁とし、Word で作成する。
2. 原稿の 1 頁には、表題、所属、氏名を記し、10 行目から本文を書きはじめ。
3. 完成原稿（A 4 判）とデジタルファイル（CD・USB メモリーなど）を送付する。

送付先

〒338-8750 埼玉県さいたま市桜区下大久保 255 埼玉大学教育学部社会科教育学研究室
「埼玉大学社会科教育研究会」事務局
桐谷正信

Tel & Fax 048-858-3193

E-mail : kiritani@mail.saitama-u.ac.jp

埼玉社会科教育研究 第26号

2020（令和2）年3月31日

編集 埼玉大学社会科教育研究会

発行者 代表 埼玉大学社会科教育研究会会長 大友 秀明

〒338-8570 埼玉県さいたま市桜区下大久保 255

埼玉大学教育学部社会科教育研究室

TEL 048-858-3191, 3193 FAX 048-858-3193

e-mail : kiritani@mail.saitama-u.ac.jp

ISSN 1880-3601